

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日は、  
翌日)

## 目次

- ◇ 告 示
- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 計量器の定期検査の実施
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業の認可
- 土地収用法による土地の立入り
- 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の当選人
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 保安林の指定の解除

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（

昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。  
昭和五十三年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|      |         |                           |
|------|---------|---------------------------|
| 診療科目 | 氏 名     | 勤務先又は居住地                  |
| 整形外科 | 宮 本 義 文 | 鳥取市幸町七一番地<br>鳥取市立病院       |
| 整形外科 | 山 根 實   | 米子市西町三六番地一<br>鳥取大学医学部附属病院 |

### 鳥取県告示第四百四十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十三年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 計量法第四百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十三年六月十二日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十四年三月三十一日まで

#### 二 計量法第四百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

六月十二日

午前十時から  
午後三時まで

米子市 米子市彦名公民館

六月十三日

米子市 米子市崎津公民館

六月十四日 " 米子市大篠津公民館  
 六月十九日 " 米子市和田公民館  
 六月二十日 " 米子市富益公民館  
 六月二十一日 " 米子市夜見公民館

鳥取県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大井手土地改良区

|    |      |                 |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 村上三郎 |                 |
|    | 変更前  | 鳥取市湖山町五〇六番地     |
|    | 変更後  | 鳥取市湖山町南一丁目三五一番地 |

鳥取県告示第四百四十六号

鳥取市及び河原町から申請のあつた土地改良（円通寺地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一級河川千代川水系大路川改修事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市吉成字宮ノ下モ、字古市土居ノ上、字下河原下り分、字土崎下り分、字西土崎、字財ノ木、字東土崎、字出合、字下河原上り分、字下以後、字畑ヶ崎、字長畝、字上り立、字西井手越、字東井手越、字打明、字鱒田、字新田、字若宮、字内記田、字高畑、字迷川及び字土井垣、宮長字大膳、字土手ノ下、字高畑及び字長堀、的場字小寺、字背戸田、字屋敷、字高橋、字前田、字下羽婦丁、字小樋詰、字樋詰下及び字大樋詰、大覚寺字江崎、字井古田、字思按橋、字田中前、字隈ノ内、字雲山田、字穴田及び字長隈通り、雲山字川上、字捨井、字田村田及び字横屋田、西大路字樋詰、字土居下、字土居及び字隠里並びに東大路字山川

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年五月十日から昭和五十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百四十八号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三十五条第四項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の候補者をもつて当選人と定めたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和五十三年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

借地権者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所

森田 健吉 鳥取市栄町七一九番地

鳥取県告示第四百四十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十三年五月九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十三年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|  |  |  |
|--|--|--|
| 申請人の住所及び氏名<br>米子市車尾八四七番地<br>株式会社<br>山陰モーター商会<br>代表取締役 土江六郎 | 道路の位置の指定場所<br>米子市東福原字北原ノ三<br>一一三八、一一四一六、一一八一四、一一二八一五、一一二一一四、一一二一一五 | 道路の幅員及び延長<br>幅員 四・〇〇<br>七・五〇メートル<br>延長 二九・五〇<br>メートル |
|--|--|--|

鳥取県告示第四百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

倉吉市字打吹山三四四五の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

名所及び旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)